

事務事業名	母子生活支援施設入所措置委託事業				担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市次世代育成支援対策行動計画 真岡市男女共同参画社会づくり計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	児童福祉法						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和23 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2児童福祉費	2児童措置費	☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	離婚や未婚、DVや児童虐待などの事情により、女性及びその者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護すると共に、自立の促進のための生活を支援する事業 [事業主体]市（国庫補助事業 国1/2・県1/4・市1/4） 所得状況により入所負担金あり								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 29年度実績 警察への保護要請又は援助を求める人が直接相談（電話での相談有） → 面接をして問題解決の方向付け → 事案により関係機関に一時保護 → 必要に応じて入所措置をする。 30年度計画 平成29年度と同様				⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移								
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)		
				ア 措置した世帯数	世帯	0	0	0	1	2		
				イ 措置した世帯の人数	人	0	0	0	3	6		
				ウ								
				エ								
				オ								
② 対象（誰、何を対象にしているのか） *人や自然資源等 児童養育に問題のある母子世帯等				⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移								
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)		
				ア 援護を必要とする世帯数	世帯	0	0	0	1	2		
				イ								
				ウ								
				エ								
				オ								
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 母子生活支援施設に入所措置することにより、児童福祉の向上を図る。				⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移								
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)		
				ア 入所措置した世帯数	世帯	0	0	0	1	2		
				イ								
				ウ								
				エ								
				オ								
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 母と子が抱える様々な問題の解決が図られるとともに、児童の健全な育成と自立促進が図られる。				⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移								
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)		
				ア 自立ができた世帯数	世帯	0	0	0	1	2		
				イ 自立ができた世帯の割合	%				0	100.0		
				ウ								
				エ								
				オ								
(2) 総事業費の推移												
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	1,346	3,243			
			県支出金	千円	0	0	0	673	1,621			
			地方債	千円	0	0	0	0	0			
			その他	千円	0	0	0	0	0			
			一般財源	千円	0	0	0	822	1,638			
			事業費計（A）	千円	0	0	0	2,841	6,502			
	人件費		正規職員従事人数	人	1	0	0	1	1			
			延べ業務時間	時間	0	0	0	50	50			
			人件費計（B）	千円	0	0	0	208	208			
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	3,049	6,710			
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等												
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		児童福祉法の施行（昭和23年施行第7条）に伴い実施した。										
		②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？		・平成14年4月1日より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された。 離婚や未婚、DVや児童虐待等の相談、対応件数は増加している。								
				③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？								